## 議会議案第9号

放射性物質を含む表土等の取り扱い方針の策定を国に求め ることに関する意見書の提出について

放射性物質を含む表土等の取り扱い方針の策定を国に求めることに関し、次のとおり意見書を提出する。

平成23年9月30日提出

提出者 鎌倉市議会観光厚生常任委員長 飯 野 眞 毅

放射性物質を含む表土等の取り扱い方針の策定を国に求めること に関する意見書

本年3月11日に発生した東日本大震災に伴う、東京電力福島第一原子力発電所の事故による放射能汚染被害は、国民生活に大きな不安と経済的損失を与え続けている。本市においても、国で定めた暫定基準値以内の値ではあるものの、幼稚園・保育園敷地の表土や、植木剪定材に牛糞を混ぜて作った堆肥などから放射性物質が検出されたため、表土の削り取りや堆肥の使用中止など、市民の不安解消に努めている。

しかしながら、これらの放射性物質を含んだ表土などを受け入れる施設が設置されていないため、市の施設内で一時保管を行っているという状況に陥っており、保管場所が満杯になれば、本市を初めとする多くの自治体においても同様に業務に重大な支障を来すだけでなく、住民に多大な不安を与える原因にもなる。

国は、「平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」を制定し、事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関し、必要な措置を講ずることを責務としているが、暫定基準値以内の放射性物質を含んだ表土や堆肥などは対象外とされている。

よって、国におかれては、安全な基準値を定めるとともに、これら表土などの受け入れ施設の設置を含めた取り扱い方針を早急に策定し、住民の不安を解消するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 23 年 9 月 30 日

鎌 倉 市 議 会